

# 中吉田公園賑わい創出調査検討業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 公募型プロポーザル実施の目的

「中吉田公園賑わい創出調査検討業務」（以下、「本業務」という）について、公園の計画に関する高度な知識と豊富な経験を有し、価格の安さだけでなく優れた提案を行う事業者を選定するために公募型プロポーザルを実施する。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

中吉田公園賑わい創出調査検討業務

### (2) 業務目的

益田市では令和5年9月に都市計画変更した中吉田公園について、防災機能に加えて官民共創による人々の交流と賑わいの場となることを目指しており、今後公園施設の整備検討にあたり、公園の利活用、管理運営の検討が必要となる。

本業務は、公園整備後の賑わい創出のための利活用、管理運営に向けての基礎調査を行うとともに、公園の将来像についての検討を行うものである。

### (3) 業務内容

別紙「中吉田公園賑わい創出調査検討業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

ただし、仕様書は委託者が業務の成果として求める最低限の内容を示しており、本プロポーザルにおける特定者の企画提案内容に応じて変更があるものとする。

### (4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月27日

### (5) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

11,460,000円

### (6) 事務局

〒698-8650 島根県益田市常盤町1番1号

益田市 建設部 都市整備課

TEL 0856-31-0291（直通） FAX 0856-31-1480

E-mail : [toshi@city.masuda.lg.jp](mailto:toshi@city.masuda.lg.jp)

### 3 参加資格

本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 国内に法人格を有する団体であつて、令和7年9月12日時点で島根県内に主たる営業所を有する者、又は浜田市以西に営業所を有する者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (3) 令和7・8年度益田市の入札参加資格者名簿に登録があること。また、公募の参加申請と同時に登録手続きを行うことも可とする。
- (4) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者。
- (5) 法人及びその役員又は設置事業の構成者等が暴力団又は暴力団関係者(又はこれらであったもの)でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 過去6月以内に不渡り手形又は不渡り小切手を出していないこと。
- (8) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 公募の日から参加申込書の提出期限までの間、本市及び他の自治体から指名停止措置又は入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (10) 次の条件を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。なお、各技術者は提案者と正規雇用関係にあること。
  - ①管理技術者
    - ・技術士(建設部門:都市及び地方計画)又はRCCM(都市及び地方計画)の資格を有する者。
  - ②照査技術者
    - ・技術士(建設部門:都市及び地方計画)又はRCCM(都市及び地方計画)の資格を有する者。
  - ③主たる担当技術者
    - ・資格を問わないが、計画図書などにに基づき適正に業務を実施する者とし、照査技術者を兼ねることができない。
    - ※資格は問わないが、技術士(建設部門:都市及び地方計画)又はRCCM(都市及び地方計画)の資格を有する者を配置する場合は、別表3評価項目の予定技術者の経験及び能力で評価する。

#### 4 実施スケジュール

	実施内容	日程
参加資格審査	公募開始（実施要領等の配付）	令和7年9月12日（金）
	参加申請書の受付期間	令和7年9月12日（金）～令和7年9月25日（木）17時
	参加申請書等に関する質問書受付期間	令和7年9月12日（金）～令和7年9月19日（金）12時
	参加申請書等に関する質問書の回答期限	令和7年9月22日（月）
	参加資格確認結果通知	令和7年9月26日（金）
企画提案書審査	企画提案書の提出期間	令和7年9月26日（金）～令和7年10月8日（水）17時
	企画提案書等に関する質問書受付期間	令和7年9月26日（金）～令和7年9月30日（火）12時
	企画提案等に関する質問書の回答期限	令和7年10月2日（木）
	企画提案書審査（プレゼンテーション）	令和7年10月10日（金）
	選定結果の通知	令和7年10月中旬予定
	契約締結	令和7年10月中旬予定

※スケジュールについては、都合により変更となる場合があります。その場合は、本市公式ウェブサイトにおいて告知する。

#### 5 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は益田市公式ウェブサイトからダウンロードすること。（<https://www.city.masuda.lg.jp/>）

#### 6 参加申請書の提出

- (1) 提出期限 令和7年9月25日（木）17時（必着）
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出書類 2部（正本1部・副本1部（副本はコピー可））
  - (ア) 参加申請書（様式第1号）
  - (イ) 会社概要書（様式第2号）
  - (ウ) 誓約書（様式第3号）
  - (エ) 法人登記簿謄本
  - (オ) 財務諸表
  - (カ) 国税及び地方税に滞納がないことの証明書

(5) 参加資格確認結果の通知

(4) の提出書類により、市職員4名で構成する中吉田公園賑わい創出調査検討業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、3に定めるところにより参加資格の有無を確認し、結果を令和7年9月26日（金）に、参加資格確認結果通知書（様式第4号）により電子メールで通知する。

7 企画提案書（事業者選定必要書類）の提出

(1) 提出期限 令和7年10月8日（水）17時（必着）

(2) 提出先 事務局

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 提出書類 5部（正本1部・副本4部（副本はコピー可））

(ア) 企画提案書表紙（様式第6号）

(イ) 企画提案書（A4版 両面 目次を除き12ページ以内）

(ウ) 企業実績及び添付資料（様式第7号）

(エ) 技術者経歴及び添付資料（様式第8号）

(オ) 見積書（任意様式）

① 見積書内訳書について、項目、数量、単価、諸経費がわかるように記載すること。

② 見積書は、事業者名、代表者名を記入して捺印の上、あて先は益田市長とする。

8 質問受付及び回答

本業務に関し質問がある場合は、次のとおり実施する。質問は要旨を簡潔にまとめ、質問書（様式第5号）により提出すること。

(1) 提出期限

【参加申請書等に関する質問】 令和7年9月19日（金）12時（必着）

【企画提案書に関する質問】 令和7年9月30日（火）12時（必着）

(2) 提出先 事務局

(3) 提出様式 質問書（様式第5号）

(4) 提出方法 電子メールにより行うこと。なお、電子メールの表題は「中吉田賑わい創出調査検討業務質問書（事業者名）」とすること。

また、質問書をメールした場合には、事務局に電話で確認すること。

(5) 回答期限

【参加申請書等に関する質問】 令和7年9月22日（月）

【企画提案書に関する質問】 令和7年10月2日（木）

(6) 回答方法

全ての応募者に対し、質問の内容及び回答を電子メールで回答する。

## 9 事業者の選定

事業者の選定は、以下に定めるところにより行う。

### (1) 企画提案書審査

企画提案書提出後、応募者から企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施する。

○開催期日 令和7年10月10日（金）※開始時間は別途通知する

○開催場所 益田市役所本館 第1会議室

○時間構成 発表時間30分程度

（プレゼン20分、ヒアリング10分程度）

### ○留意事項

- ・プレゼン等は3名以内（パソコン操作員を含む）とし、プロジェクタ、スクリーン及び電源は本市で準備するが、その他の機器（パソコン等）が必要な場合は、応募者側で準備すること。
- ・提出された企画提案書並びにプレゼン等の説明の内容を選定委員が「別表3評価項目）」に基づき審査する。
- ・総合評価点（合計点）の最も高い者を契約候補者、次に総合評価点が高い者を次点順位者として選定する。
- ・評価は非公開により実施する。
- ・プレゼン資料については、参加者が識別できる情報を一切含まないこと。

○審査結果は令和7年10月中旬に、全ての対象者に対し電子メールで通知する。なお、審査の経過に関する質問及び結果に対する異議申し立ては、一切受け付けられないものとする。

## 10 その他事項

- (1) 6による参加申請の後に、都合により本公募を辞退する場合は、辞退届（様式9号）を提出すること。
- (2) 市は、本公募における郵便及び電子メール等に関する通信事故については、一切責任を負わない。
- (3) 提案に関して必要となる一切の費用は、全て応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書その他の書類は返却しない。ただし、これらの著作権は応募者に帰属する。
- (5) 企画提案書その他の提出書類について虚偽の記載をした者は、提案の内容によらず、失格となることがある。
- (6) 参加者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

## 別表第1

## 公募参加資格確認申請書類

No.	提出書類	様式	備考
1	公募参加申請書	様式第1号	事業者住所、名称、代表者職氏名を記載し、押印すること。
2	事業者の概要	様式第2号	(1) 本社および事業所について必要事項を記載すること。 (公募参加と同時に入札参加資格者名簿の登録申請をする場合は、当該申請書類の写しを添付すること。) (2) 管理技術者および照査技術者の氏名及び保有資格について記載すること。 (実施要領3 公募要件10に記載の資格についていずれか1つ記載すること。 ※資格証明書の写しを添付
3	誓約書	様式第3号	事業者住所、名称、代表者職氏名を記載し、押印すること。

## 別表第 2

## 企画提案書

No.	提出書類	様式	備考	部数
1	企画提案書 (表紙)	様式第 6 号	正には事業者住所、名称、代表 者職氏名を記載し、押印する こと。	正 1 部
2	提案詳細資料	任意様式	提案について記載すること。 (1) 提案は A4 サイズ両面カラ ーにて表紙・目次を除き 12 ページ以内とすること。 (2) 提案には事業者が特定さ れるような記載（企業名や ロゴマークの記載）をして はならない。 (2) 提案内容については以下 の項目について記載するこ と。 ①本業務への理解度 ②業務フロー及びスケジュー ル ③実施体制 ④企画提案	正 1 部 副 4 部
3	企業実績	様式第 7 号	企業における業務実績につい て概要を記載すること。	正 1 部
4	技術者経歴	様式第 8 号	管理技術者、照査技術者、担当 技術者について保有資格、業 務実績等についてそれぞれ記 載すること。（※業務実績が確 認できる資料をそれぞれ添付 すること）	正 1 部
5	見積書	任意様式	表紙を付けて提出すること。	正 1 部

別表 3

評価項目・配点表

評価項目		評価基準	配点
事業者の経験及び能力		企業として同種業務の実績を確認し、豊富な知識や確実な業務遂行能力をもって、本業務を企業自ら牽引していただけるかを評価する。	6
予定技術者の経験及び能力	管理技術者	管理技術者の資格及び同種業務の実績を評価する。 ① 保有資格が技術士で、業務実績が2件以上 ② 保有資格が技術士で、業務実績が1件 ③ 保有資格がRCCMで、業務実績が2件以上 ④ 保有資格がRCCMで、業務実績が1件	8
	照査技術者	照査技術者の資格及び同種業務の実績を評価する。 ① 保有資格が技術士で、業務実績が2件以上 ② 保有資格が技術士で、業務実績が1件 ③ 保有資格がRCCMで、業務実績が2件以上 ④ 保有資格がRCCMで、業務実績が1件	8
	担当技術者	担当技術者の資格及び同種業務の実績を評価する。 ① 保有資格が技術士で、業務実績が2件以上 ② 保有資格が技術士で、業務実績が1件 ③ 保有資格がRCCMで、業務実績が2件以上 ④ 保有資格がRCCMで、業務実績が1件	8
業務への理解度について		本業務に対する目的を十分に理解した上での提案となっているかを評価する。	10
業務フロー及びスケジュールについて		業務フロー及びスケジュールが具体的な設定となっているかを評価する。	5
実施体制について		本業務を実施するにあたって適切な体制であるかを評価する。	5
企画提案について		仕様書に基づき有効性のある基礎調査とするための具体的な提案がされているかを評価する。	15

	公園の賑わい創出について、より実現性の高い計画とするための提案がされているかを評価する。	15
	仕様書以外で本業務の目的を達成するための追加提案を評価する。	20
合計点		100

※同種業務とは、公園の利活用や賑わい創出に関する調査・検討を行った業務。